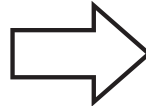


平成30年4月1日から 家庭ごみの有料化が始まります

未来の子どもたちが安心して暮らせる持続可能な循環型社会の実現のために、指定ごみ袋制による家庭ごみ有料化を導入します。指定ごみ袋の販売により納められた手数料は、ごみの減量化や資源化の促進、有料化に係る費用など、ごみ処理関連事業に特定して使う予定です。

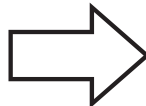
家庭から出される「燃えるごみ」が対象となりますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

燃えるごみ



有料化の
対象です

燃えないごみ
資源物
粗大ごみ(有料)



これまでどおり



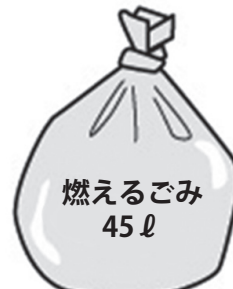
1枚10円



1枚20円



1枚30円



1枚45円

指定ごみ袋について
指定ごみ袋は4種類です。
ごみ量に応じてサイズを選んでご購入ください。

表：事業系ごみ処理手数料（単位：10kg 当たり）

種別	改定前	改定後	搬入施設
燃えるごみ	50円	➡ 150円	クリーンセンター
燃えないごみ	100円	➡ 150円	リサイクルセンター
資源物	50円	➡ 無料	



事務所や工場、ホテル・旅館、農場・農家、スーパー、小売店など個人経営を含め、事業活動に伴って生じるごみは、事業系ごみです。

事業系ごみ処理手数料を改定します
事業系ごみ処理手数料を平成30年4月に改定します。改定後の手数料は左表になります。

事業系ごみの適正処分に協力をお願いします

事業系ごみは、ごみステーションに排出できません。事業系ごみを処分する際には、市が許可をしている一般廃棄物収集運搬許可業者をご利用になるか、クリーンセンターまたはリサイクルセンターまで直接搬入するようにお願いします。許可業者の一覧表は、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
なお、ごみが産業廃棄物である場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。



家庭ごみ有料化Q & A

Q1

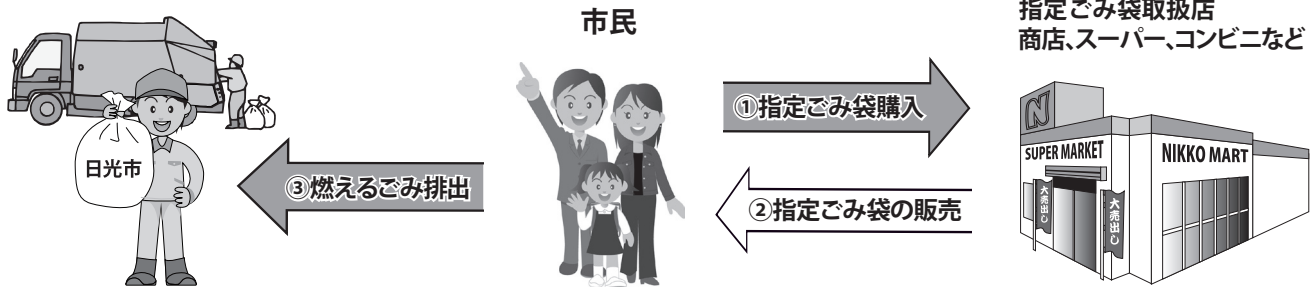
家庭ごみ有料化とは、どういう仕組みなの？

A

平成30年4月から、ごみの処理費用の一部を市民にも負担してもらう仕組みとして、指定ごみ袋(10ℓ・20ℓ・30ℓ・45ℓの4種類のうちからごみの量にに応じて)を購入し、燃えるごみを出すときに使用します。指定ごみ袋には、ごみ処理手数料の一部が含まれているため、購入することで手数料を負担することになります。

なお、指定ごみ袋取扱店は、平成30年2月ごろ、お知らせします。

図：家庭ごみ有料化の仕組み



Q2

どうして有料化をするの？

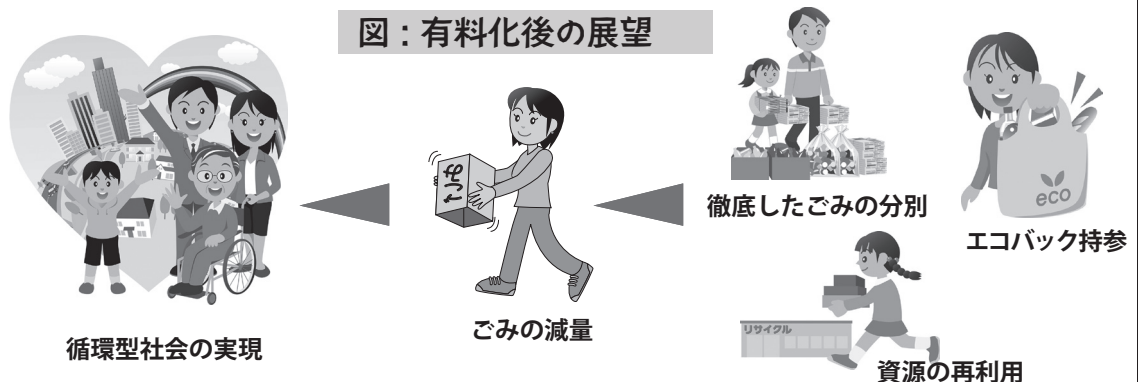
A

ごみの減量化や資源化の促進を最大の目的として有料化を導入します。有料化は、ごみの排出量に応じた費用負担となるため、ごみ減量の方法や分別方法に関心を持つことにつながります。

例えば、エコバックの持参や過剰包装の辞退、余剰なものを購入しない、資源物となるものを再認識して分別するなど、ごみを減らす意識が働くよう変わります。

さらに、皆さんがごみの減量化と資源化に積極的に取り組むことによって、ごみが減り、環境に優しいライフスタイルへの見直しにつながります。

図：有料化後の展望



Q3

家庭の燃えるごみ全部が有料になるの？

A

燃えるごみのうち、剪定枝・葉刈り草・落ち葉は指定ごみ袋を使わず、現行のとおり排出できます。



また、乳幼児や高齢者の紙おむつは、透明または半透明の袋に紙おむつのみを入れて出してください。ボランティアなどによる集団清掃は、事前に申請することで指定ごみ袋とは別にボランティア専用袋を配布します。

「家庭ごみ有料化Q & A」については、広報「につこう」5月号から連載で掲載していきます。

くわしくは

廃棄物対策課 廃棄物対策係

☎(21)5138